

令和 7 年度 監査基本計画

新宿区監査基準（令和 2 年新宿区監査委員訓令第 1 号）第 8 条の規定に基づき、令和 7 年度の監査基本計画を次のとおり策定する。

1. 基本方針

令和 7 年度の監査等（新宿区監査基準第 3 条第 1 項に規定する監査等をいう。以下同じ。）は、次の基本方針に基づき実施する。

- (1) 新宿区の事務や事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から検証し、区民に監査等の効果が還元されるよう、事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況やリスクの発生状況を適切かつ的確に把握して、新宿区における内部統制の整備状況及び運用状況に応じた実効性のある監査等を実施する。
- (3) 監査等の実施に当たっては、それぞれの関連性に着目して、相互の有機的な連携を図ることにより、より効率的かつ効果的な監査等を実施する。
- (4) 監査の実施等について、区民への分かりやすい説明や情報発信に努める。

2. 監査等の方針

令和7年度に実施する各監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、別途各実施計画において定める。

また、監査等の実施に当たっては、これまでの各監査等で蓄積された情報を効果的に活用する。

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査する。

ア 前期

前期の定期監査は、令和6年度の事業に係る歳入歳出全般の執行状況等について、本庁組織の各部、子ども総合センター、会計室、議会事務局、教育委員会事務局、中央図書館、選挙管理委員会事務局及び監査事務局（イに掲げる後期の定期監査対象施設を除く。）を対象として実施する。

イ 後期

ア) 後期の定期監査は、令和7年度の事業に係る歳入歳出全般の執行状況等について、学校、幼稚園、保育園、子ども園、児童館及び子ども家庭支援センターを対象として実施する。

イ) 工事監査は、令和7年度の工事等から選定して実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか、定期監査及び財政援助団体等監査において併せて監査する。また、特定の課題を選定した監査を別に行う。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第2項及び第7項）

新宿区が補助金等の財政的援助を与えているもの、出資しているもの（資本金等の4分の1以上を出資している法人）、受益権を有する信託（不動産の信託）の受託者及び公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。併せて、財政援助団体等の所管部署に対する随時監査を実施する。

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項）

定期監査及び例月出納検査の結果を勘案して、令和6年度新宿区会計歳入歳出決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査するとともに、予算執行に当たっての事務処理の合规性と効率性を審査する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

新宿区会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。検査の中で見られた課題等については調査を実施し、定期監査及び決算審査との連携を図る。

(6) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。基金運用状況審査は、決算審査に併せて実施する。

(7) 財政健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

決算審査及び基金運用状況審査を踏まえ、令和6年度の区財政について、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

3. 監査等の実施時期並びに報告及び公表時期

監査等の実施時期並びに報告及び公表時期は、次の表のとおりとする。

月 監査等の種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査(前期)	実施時期 委員実査 委員質問 講 評 報告公表			▲	→	▲	◎						
定期監査(後期) 工事監査(▲)	実施時期 委員実査 委員質問 講 評 報告公表						→	▲		▲	▲	◎	
行政監査	実施時期 中間報告 委員質問 報告公表	→							▲	▲		◎	
財政援助団体等 監査	実施時期 委員実査 委員質問 講 評 報告公表						→	→	→		▲	◎	
決算審査	実施時期 委員質問 報告公表				→	→	◎						
例月出納検査	実施時期 報 告	▲ ○	▲ ○	▲ ○	▲ ○	▲ ○	▲ ○	▲ ○	▲ ○	▲ ○	▲ ○	▲ ○	▲ ○

* 決算審査には基金運用状況審査及び財政健全化判断比率審査を含む。

* 例月出納検査は原則毎月 25 日に実施する。ただし、これにより難しい場合は別途監査委員協議で定める。

* 監査等の結果に関する報告は監査対象により区長、区議会議員、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長及び監査委員（以下「区長等」という。）に提出するとともに、区役所の門前掲示場及び区のホームページ等で公表する。

* 区長等から監査の結果又は勧告に基づき講じた措置の通知があったときは、区のホームページ等で公表する。